仕　様　書

1　名　　称

統一地方選挙啓発用懸垂幕３種の作製、設置、補修及び撤去業務委託

2　履行期間

契約締結日から令和９年４月16日（金）まで

3　履行(設置)場所

懸垂幕（小）	本市指定場所（20か所）※詳細は別紙参照
懸垂幕（大）	本市指定場所（25か所）※詳細は別紙参照
懸垂幕（特大）	大阪市役所（１か所）

4　懸垂幕の寸法・数量

	寸　　法（下図①～③のとおり）	数　　量
懸垂幕（小）	縦　400ｃｍ × 横 85ｃｍ	20枚
懸垂幕（大）	縦　800ｃｍ × 横 85ｃｍ	25枚
懸垂幕（特大）	縦1,550ｃｍ × 横230ｃｍ	１枚

5　材料等

（１）材　　料　　ターポリン、上下ロープ通し

（消防法施行令第４条の３第４項で定める基準以上の防炎性能を有するもの かつ、その旨の表示（防炎表示）があるもの）

（２）印 刷 等　　インクジェット印刷（４色フルカラー）

（３）校 正 等　　あり

・原稿（過去選挙時に同内容の契約を行った際の原稿）を提供するので、それをもとに受注者は今回のデザインを作成するものとする。

・別途提供するURLからQRコードを作成し掲載すること（掲載位置は別途調整する）

・完成したデータは次のファイル形式で納品すること

ファイルの種類：Adobe Illustrator、PDF

6　設置及び撤去について

（１）設置日時

	設置期限又は設置日	設置時間
懸垂幕（小）	令和９年３月24日（水）まで ※設置期間は上記14日前からを目途に、 各区選挙管理委員会事務局（以下「各区選管」という。）と調整すること	各区選管と調整
懸垂幕（大）		
懸垂幕（特大）	令和９年３月20日（土）、21日（日）又は22日（月）のいずれか１日（別途指示）	午前９時30分～午後０時

（２）設置方法

懸垂幕（小）	・上下両端に竹又はビニールパイプを入れ、縦の両側にロープを通し、掲出期間中、風雨にもはずれたり、たるんだりすることのないように十分に固定するとともに、歩行者や車両等に危害を加えることや信号機及び交通標識等に支障がないようにして堅固に取り付けること。
懸垂幕（大）	

懸垂幕（特大）	・下図③参照

※取付けに当たっては、施設管理者の指示に従うこと。

（3）撤去日時

	撤去日	撤去時間
懸垂幕（小）	令和９年４月12日（月）～16日（金）	各区選管と調整
懸垂幕（大）		
懸垂幕（特大）	令和９年４月12日（月） （選挙期日の翌日）	午前10時～ （予定：別途調整）

（4）設置・撤去・補修等に関する留意事項

・設置・撤去作業にあたっては、通行人等に危害を及ぼすことのないよう、警備員を配置する等、細心の注意を払うこと。

・懸垂幕自体の重量を考慮して風雨にも十分耐えうるように堅固に取り付け、庁舎等の破損や歩行者等に危害を及ぼすことのないよう、また美観を損なうことのないようにすること。

・撤去するまでの掲出期間（土日祝を含む）内に、破損等が生じた場合は、受注者において補修又は取替えを行うこと。

・場合によって、設置を取りやめることがある。なお、この場合は、本市と受注者で協議の上、契約金額を減額するものとする。

7　その他・特記事項

（1）　業務について、受注者がその責任において履行するものとする。

（2）　受注者の故意又は過失により、本市施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

（3）　本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。

（4）　本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。

（5）　作製物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。

（6）　業務終了時には、速やかに業務終了報告書を提出すること。

（7）　設置期間中は、修理、取り替えの事態に応ずる態勢を整えておくこと。

（8）　設置期間中に気象の状況に応じて、設置場所の点検・補修及び撤去を指示する場合があるので、その際は速やかに対応した上で、追加経費の発生が見込まれる場合は、本市と協議すること。

（9）　納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。

(10)　「再委託に係る特記仕様書」の内容を遵守すること。

(11)　「特記事項（暴力団等の排除について）」の内容を遵守すること。

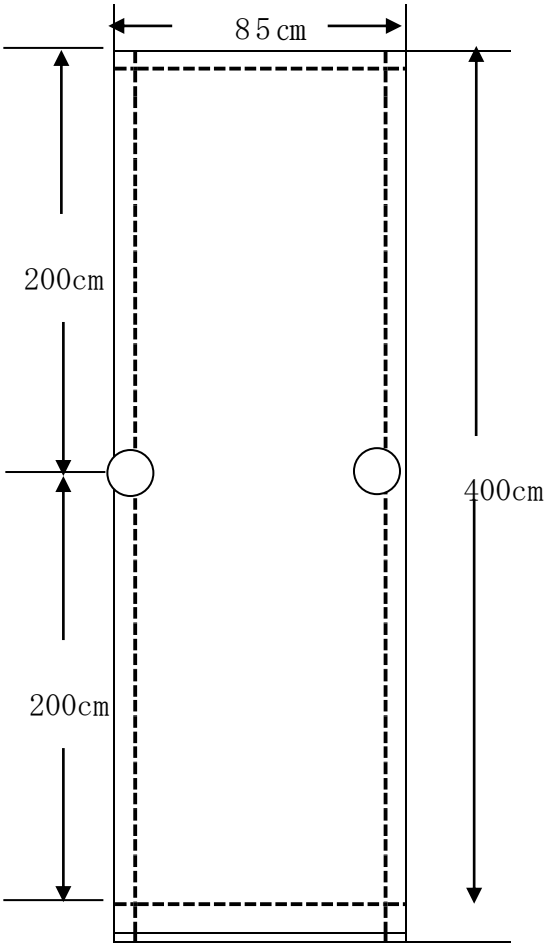
(12)　見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。

(13)　契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務部総務課(連絡先：06－6208－8571)に報告しなければならない。

8　事業担当　　大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課　（担当：中山）

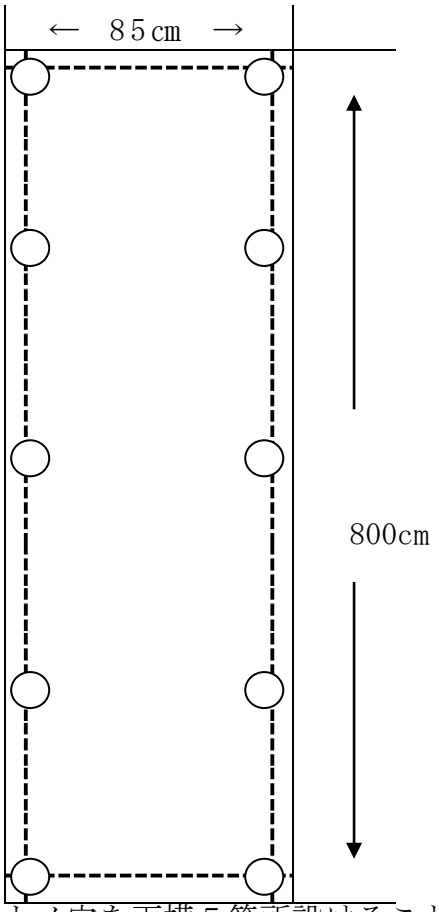
電話　06－6208－8515　　ファックス　06－6204－0900

【図】　①　懸垂幕（小）



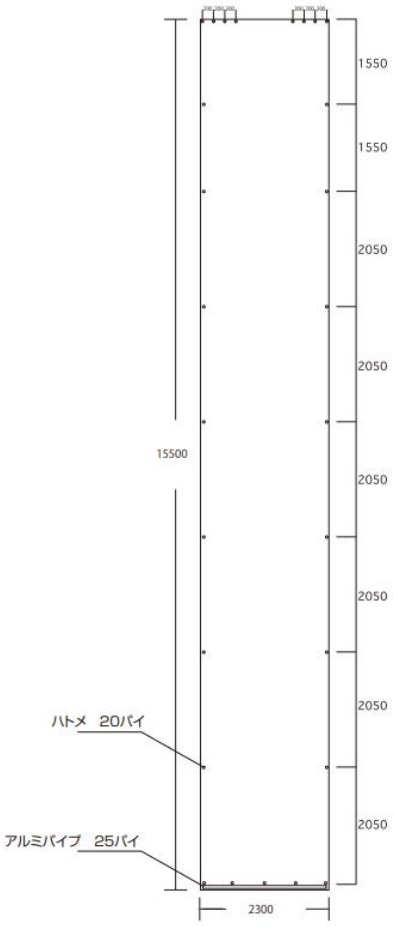
※ハトメ（外径 20 ㎜ 内径 10 ㎜）を両横 1 箇所ずつ設けること。

【図】　②　懸垂幕（大）



※ハトメ穴を両横５箇所設けること

【図】③　懸垂幕（特大）





■7階テラス建物角部分ロープ補強



仕様　ターポリン周囲PPロープ仕込み
　　片面インクジェット出力
サイズ:　W2300mm×H15500
素材:　　ターポリン
ハトメ数:　27ヶ所
ハトメ外径　20mm　内径　10mm
ロープ:クレモナ金剛打ち5パイ
下部アルミパイプ25パイ仕込
※7階テラス壁面角部分ビニールチューブで
　30cm程度ロープをカバー(画像参照)